

東京医療保健大学 アドミッション委員会規程

(目的)

第1条 東京医療保健大学の理念・目的に沿って、公正・公平且つ適正な入学者選抜の実施を図るため、アドミッション委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議・立案を行う。

- (1) 入学者選抜に係る企画・立案に関すること
- (2) 入学者選抜の実施制度、入試情報の収集・調査に関すること
- (3) 全学科共通の入試問題の作成方針及び評価に関すること
- (4) その他入学者選抜の実施に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議において任命する専任教員
 - (2) 大学経営会議室長
 - (3) 事務局長
 - (4) アドミッションオフィサー
 - (5) 入試広報部長
- 2 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、大学経営会議にて任命する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(運営)

第6条 第2条に掲げる事項の遂行にあたっては、その一部の業務について各学部・学科に委任することができるものとする。

- 2 前項の委任にあたっては、必要に応じて入試広報部が関与するものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務局は、入試広報部が行う。

附 則 この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から改定、施行する。